

事務事業調査 (87)

事務事業名		小児医療費助成事業											福祉・健康・社協分科会		
事業概要		小児が通院による保険診療を受けた際に、医療費の自己負担分を助成する。													
事業比較	区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3	
	通院対象年齢	就学前	就学前	小学6年	4歳	就学前	小学6年	2歳	小学4年	2歳	2歳	小学6年	就学前	就学前	
	所得制限の有無、内容	0歳なし、1歳以上特例	0歳なし、1歳以上特例	制限なし	0歳なし、1歳以上一般・特例	制限なし	制限なし	2歳までなし3歳以上特例	制限なし	制限なし	2歳までなし3歳以上特例	制限なし	0歳なし、1歳以上特例	2歳までなし3歳以上特例	
	19年度助成額(千円)	342,391	82,515	27,000	33,000	19,119	27,744	17,202	22,400	4,228	14,005	—	—	—	
	例1とした場合の負担増減額(千円)	492,722	89,896	0	66,600	15,881	0	73,187	3,000	8,614	23,457	773,357	—	—	
	例2とした場合の負担増減額(千円)	0	0	△10,500	16,650	△820	△12,744	20,067	△4,800	3,020	17,230	—	28,103	—	
	例3とした場合の負担増減額(千円)	15,122	1,800	△9,000	16,650	△366	△12,544	22,507	△4,740	3,066	16,210	—	—	48,705	
現状の分析	<ul style="list-style-type: none"> 県の補助事業として平成7年10月に県下一斉にスタートした。 県の補助対象は、通院が3歳未満児まで、入院が中学校卒業までとなっており、所得制限は児童手当の「一般・特例」を適用している。 子育て支援策の一つとして、2市8町それぞれの単独事業として県の補助体系を拡大して実施している。 通院の対象年齢は、中井町、山北町が小学校6年までに拡大している。なお、入院については2市8町とも中学校卒業までで同じである。 所得制限については、中井町、松田町、山北町、真鶴町及び箱根町が「すべて制限なし」で住民サービスが最も高くなっている。 														
類似中核市のサービス水準	都市名(人口)	宇都宮市 (504千人)			川越市 (334千人)			横須賀市 (421千人)			岡崎市 (368千人)		姫路市 (535千人)		
	通院対象年齢	小学3年まで			就学前			5歳			就学前		小学3年		
	所得制限の有無、内容	制限なし			制限なし			0歳なし、1歳～3歳旧児童手当特例 4歳～5歳旧児童手当一般			制限なし		0歳～2歳なし 3歳以上特例かつ一部負担金あり (各医療機関700円/1日 ただし月2回まで)		
合併を想定した場合	メリット	<ul style="list-style-type: none"> 中井町及び山北町が実施している最も高いサービス水準に合わせた場合、他の2市6町の住民サービスは向上する。 各市町ごとに導入している電算システムが統合され、経費の節減が図られる。 受給者資格管理事務等、事務全般について効率的な執行が可能となる。 													
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 小田原市のサービス水準に合わせた場合は、中井、松田、山北、箱根町の住民からの不満が想定される。 最も高いサービス水準に合わせた場合、現行と比べ毎年7億7336万円の支出増となるなど、サービス水準の設定によって財政負担は大幅に変化する。 													
	財政面への影響	<ul style="list-style-type: none"> 19年度の支給総額(見込み)は、5億8961万円である。 高水準に合わせた場合、全体で7億7336万円の歳出増になる。各市町の増減額は上記表のとおり 小田原市に合わせた場合、全体で2811万円の歳出増になる。各市町の増減額は上記表のとおり 平均水準に合わせた場合、全体で4871万円の歳出増になる。各市町の増減額は上記表のとおり 													
	対応策	<ul style="list-style-type: none"> 県において、補助対象の拡大や一部負担金の導入など、この事業の見直しの動きが見られるため、こうした機を捉えサービス水準の向上が図られるよう働きかけを強める。 住民ニーズの把握及び助成効果の検証等に努め、合併を機にサービス水準と財政負担のバランスを念頭に置いた制度設計を行う。 													

事務事業調査 (89)

事務事業名		各種がん検診等											福祉・健康・社協分科会		
事業概要		子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、胃がん、(肝炎ウイルス)													
事業比較	区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3	
	種類	子宮がん	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		乳がん	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		肺がん	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		大腸がん	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		前立腺がん	○	—	—	—	○	—	—	○	—	—	○	○	—
		胃がん	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
肝炎ウイルス		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
現状の分析		<ul style="list-style-type: none"> ・ 2市8町それぞれ検診の種類、方法(施設、集団)、契約単価が異なる。 ・ 小田原市、松田町、箱根町は施設または集団のいずれかにおいて全種類実施。中でも箱根町は施設での胃がん検診を除いて全部実施。 ・ 前立腺がん検診を実施しているのは小田原市、松田町、箱根町の各市町。 ・ 前立腺がん以外はすべての市町で実施。 													
類似中核市のサービス水準	都市名(人口)	宇都宮市(504千人)			川越市(334千人)			横須賀市(421千人)			岡崎市(368千人)		姫路市(535千人)		
	健診項目	小田原市同様			小田原市同様			小田原市同様			小田原市より項目が多い		小田原市同様		
	プラス項目	—			—			—			HBs抗原、HCV抗体、HCV抗原、HCV拡散増幅検査		—		
	その他	—			集団検診の中には保健センター直営もある。			集団検診は保健センター直営である。			施設健診と集団検診のほかにドックあり。		—		
合併を想定した場合	メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小田原市・松田町・箱根町が実施している最も高いサービスにあわせると、他の1市6町の住民サービスは向上する。 ・ 2市8町の広域の中で住民にとって最も都合のよい医療機関や、集団検診場所が選べる。 													
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検診の種類と単価を統一することには、小田原医師会と足柄上医師会の調整を要する。 ・ 検診方法(施設・集団)については全体的な合理化と地域性をバランスさせる必要がある。 													
	財政面への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 箱根町が実施している最も高いサービスにあわせると当然経費が増大する。 													
	対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民サービスの低下にならないよう十分に配慮しながら最も効率的な検診方法を検証する。 ・ 施設検診と集団検診のあり方については効率性ばかりでなく、地域的な利便性を考慮して検診区域の見直しをしていく。 													

事務事業調査 (97)

事務事業名		学校給食運営事業											学務・社会教育分科会			
事業概要		学校給食運営状況及び事務事業決算額														
事業比較	区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3		
	小学校	完全給食 ミルク給食	25校 (10911人) 0校(0人)	6校 (2655人) 0校(0人)	2校 (551人) 0校(0人)	3校 (1246人) 0校(0人)	2校 (633人) 0校(0人)	5校(601人) 0校(0人)	1校 (1027人) 0校(0人)	5校 (524人) 0校(0人)	1校 (377人) 0校(0人)	3校 (1406人) 0校(0人)	完全給食	完全給食	完全給食	
	中学校	完全給食 ミルク給食	12校 (5151人) 0校(0人)	4校 (1258人) 0校(0人)	1校 (268人) 0校(0人)	1校 (491人) 0校(0人)	2校 (301人) 0校(0人)	3校 (347人) 0校(0人)	1校 (410人) 0校(0人)	0校(0人) 3校 (277人)	0校(0人) 1校 (210人)	0校(0人) 1校 (669人)	完全給食	完全給食	ミルク給食	
	幼稚園	完全給食 ミルク給食	2校(一部) (104人) 0校(0人)	0校(0人) 0校(0人)	0校(0人) 0校(0人)	3校 (279人) 0校(0人)	3校 (191人) 0校(0人)	3校 (84人) 0校(0人)	1校 (230人) 0校(0人)	1校(一部) (42人) 0校(0人)	0校(0人) 0校(0人)	0校(0人) 0校(0人)	完全給食	—	—	
	合計	完全給食 ミルク給食	39校 (16166人) 0校(0人)	10校 (3913人) 0校(0人)	3校 (819人) 0校(0人)	7校 (2016人) 0校(0人)	7校 (1125人) 0校(0人)	11校 (1032人) 0校(0人)	3校 (1667人) 0校(0人)	6校 (566人) 3校(277人)	1校 (377人) 1校(210人)	3校 (1406人) 1校(669人)	—	—	—	
	事務事業 決算額 (千円)	完全給食 ミルク給食	367,931 0	77,973 0	22,156 0	26,212 0	27,454 0	14,918 0	15,472 0	29,834 321	9,440 0	24,750 65.1	運営費合計 615,982千円 平均1人当たり 金額20,367円	平均1人当たり 金額20,367円 ×28157人= 運営費合計 573,474千円	平均1人当たり 金額20,367円× 19,931人= 合計405,935千円 中学校ミルク給 食合計386千円 平均一人当たり 金額334円 合計406,321千円	
	1人 当たり (千円)	完全給食 ミルク給食	23 0	20 0	27 0	13 0	24 0	14 0	9 0	53 1	25 0	18 0.1				
	現状の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校は全て完全給食である。 ・ 中学校の2市5町（小田原市、南足柄市、中井、大井、松田、山北、開成町）は完全給食、3町（箱根、真鶴、湯河原町）はミルク給食である。 ・ 幼、小、中の完全給食実施は小田原市と箱根町の一部、大井、松田、山北、開成町の1市5町である。 ・ 幼稚園給食を実施していないのは南足柄市、中井、真鶴、湯河原の1市3町である。（小田原市と箱根町は一部の幼稚園で実施） ・ 共同調理場のあるところは小田原市、南足柄市、中井、大井、山北町の1市4町である。 ・ 事務事業決算額の1人当たり金額は、決算額を完全給食の合計人数で割ったものだが、各市町村の給食運営状況が違うため比較が難しいところがある。 ミルク給食を実施している真鶴、湯河原町は一人当たりの事務事業費が少ない。また完全給食を実施している大井、山北町、開成町も少ない。 ・ 1年間の学校給食運営費は、幼・小・中完全給食615,982千円、小・中完全給食573,474千円、小完全給食と中ミルク給食の合計406,321千円となる。 														
類似中核市の サービス水準	都市名(人口)	宇都宮市 (504千人)			川越市 (334千人)			横須賀市 (421千人)			岡崎市 (368千人)			姫路市 (535千人)		
	総数及び 完全給食	小、中学校93校全て完全給食 40,764人 幼稚園給食は実施していない。共同調理場方式の学校は小、中合わせて4校(1場)で後は全て単独調理校			小、中学校56校全て完全給食 26,608人 幼稚園給食は実施していない。全て共同調理場方式(4場)			小学校48校 全て完全給食22,100人 中学校24校はミルク給食10,559人 幼稚園給食は実施していない。小学校は全て単独調理校方式			幼、小、中学校72校全て完全給食 33,517人 小学校8校、中学校1校は単独調理校方式。あとは共同調理場方式(4場)			幼、小、中学校99校全て完全給食 36,987人 小学校の87%は単独調理校方式 中学校の82%はデリバリー(配達)方式。あとの幼、小、中学校は共同調理場方式(2場)		
事務事業費 (千円)	1,363,830 (1人当たり33)			3,229,882 (1人当たり121)			202,041 (1人当たり6)			2,465,776 (1人当たり74)			205,659 (1人当たり6)			
合併を 想定した 場合	メリット	・ 幼稚園、小・中学校の完全給食を実施している高サービス水準の小田原市、箱根町、大井、松田、山北、開成町に合わせた場合、他の1市5町の住民サービスは向上する。（小田原市、箱根町の幼稚園は一部）														
	課題	・ 幼稚園、小・中学校の完全給食を実施している高サービス水準に合わせた場合、完全給食を実施していない他市町分の財政負担が増加する。														
	財政面への影響	・ 幼稚園給食や中学校給食を実施するため、給食施設を設置、給食に関わる人員を増加、調理器具や光熱水費等の増加など運営経費が増加する。														
	対応策	・ 幼稚園、中学校給食のあり方、その事に対する住民ニーズの把握をすることなど、合併を機にサービス基準や財政負担のバランスを考慮した制度設計を行う。														

事務事業調査 (99)

事務事業名		奨学金給付(貸付)事業											学務・社会教育分科会			
事業概要		高等学校・大学等に就学する費用の一部を助成する。														
事業比較	区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3		
	支給対象者(高校・大学)	高等学校	高等学校	高等学校	高等学校 専修学校 高等専門学校 大学	高等学校	高等学校 高等専門学校 大学	高等学校	高等学校	高等学校 専修学校 高等専門学校 大学	高等学校	高等学校	高等学校 専修学校 高等専門学校 大学	高等学校	高等学校	
	実施方法(給付・貸付)	給付	給付	給付	貸付 (償還10年以内)	貸付 (償還7年以内)	貸付 (償還10年以内)	貸付 (償還8年以内)	貸付 (償還5年又は10年以内)	給付	給付	貸付	給付	給付		
	授業料相当給付(貸付)額 【その他給付(貸付)項目】	授業料相当 月9,000円	授業料相当 月9,300円	授業料相当 月9,600円	授業料相当 月20,000円以内	授業料相当 公立月3,000円 私立月7,000円 【その他】 入学金	授業料相当 高校月10,000円 大学月15,000円	授業料相当 月20,000円以内	公・私立校の 授業料相当 月9,600円 【その他】 入学金 交通費	授業料相当 月9,300円 【その他】 入学金	授業料相当 月9,600円 【その他】 入学金 交通費	授業料相当 月20,000円	授業料相当 月9,000円	授業料相当 月9,300円		
	事業規模 (18年度支給人数)	87人	48人	5人	22人	0人	4人	1人	79人	7人	14人	—	—	—		
	基金の有無	あり (残 39,888千円)	あり (残 44,931千円)	あり (残 5,623千円)	なし	あり (残 4,000千円)	なし	あり (残 20,107千円)	あり (残 109,918千円)	あり (残 1,320千円)	あり (残 34,800千円)	あり	あり	あり		
	例1とした場合の負担増減額 (20,000-市町月単価×12ヶ月×人数)	11,484千円	6,164千円	660千円	0千円	0千円	480千円	0千円	9,860千円	899千円	1,748千円	31,295千円	—	—		
	例2とした場合の負担増減額 (9,000-市町月単価×12ヶ月×人数)	0千円	▲173千円	0千円	▲2,904千円	0千円	▲48千円	▲132千円	▲569千円	▲26千円	▲101千円	—	▲3,953千円	—		
	例3とした場合の負担増減額 (9,300-市町月単価×12ヶ月×人数)	314千円	0千円	18千円	▲2,825千円	0千円	▲34千円	▲129千円	▲285千円	0千円	▲51千円	—	—	▲2,992千円		
現状の分析	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施方法として、給付方法と貸付方法がある。 支給対象については高等学校をベース基本とし、市町によっては、大学或いは高等専門学校などに対象を広げている市町がある。 実施方法が異なる両者給付方法と貸付方法を直接比較することはできないが、箱根町が、大学生の入学金として100万円以内を貸し付けていることは、他都市にないサービス。 基金を設置している市町と未設置の市町がある。 															
類似中核市のサービス水準	都市名(人口)	宇都宮市(504千人)			川崎市(334千人)			横須賀市(421千人)			岡崎市(368千人)			姫路市(535千人)		
	区分	【対象】 高等学校・高等専門学校・短大・大学・専修学校・中等教育学校 【実施方法】 貸付 【実施額】 高校・高専・専修(高等)・中等 自宅通学 月15,000円 自宅外通学 月16,000円 短大・大学・専修(専門) 自宅通学 月30,000円 自宅外通学 月38,000円			奨学金制度なし			【対象】 高等学校 【実施方法】 給付 【実施額】 月10,000円			※ 給付・貸付とも実施だが給付のみ記載 【対象】 大学・短大・専修学校・高等・高等専門学校 【実施方法】 給付 【実施額】 公立高校 月3,000円・私立高校 月5,000円 国公立大学 月6,000円・私立大学 月8,000円			※ 一般会計・特別会計それぞれに基づく制度があるが、一般会計制度のみ記載 【対象】 大学・短大 【実施方法】 貸付 【実施額】 月50,000円		
合併を想定した場合	メリット	<ul style="list-style-type: none"> 事務執行の一元化による人件費の軽減。 サービス水準の統一化による県西地区住民の同事業に関する満足度の温度差の解消。 高等学校の事務の軽減。 														
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 実施(給付や貸付)方法を決定した際、従前の水準からサービスが低下する地域の住民、或いは希望するサービスと変更となる住民の不満。 														
	財政面への影響	<ul style="list-style-type: none"> 実施方法を「給付」、「貸付」のいずれかに決定するかによって、最終的な公費の負担が大きく変わる。 														
	対応策	<ul style="list-style-type: none"> 選考の中で支給対象人員を減らすなどして、大幅な負担増を避ける。 従前の水準からサービスが低下する地域の住民の不満への対応については、徹底的な周知、説明により理解を求める。 														

事務事業調査 (104)

事務事業名		生涯学習施設利用団体認定事業											学務・社会教育分科会		
事業概要		認定団体使用料減免措置													
事業比較	区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3	
	生涯学習拠点施設名	生涯学習センター	地区公民館(中部・岡本・福沢)	・井口公民館 ・境コミュニティセンター ・農村環境改善センター	中央公民館	町民文化センター	中央公民館	町民センター	社会教育センター	町民センター	地域会館(10カ所)	—	—	—	
	認定制度の有無	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	
	認定団体数	160	84	井59、境9、改善73	(1)45 (2)28	34	(1)22 (2)97	(1)74 (2)55 (3)64	33	83	150	—	—	—	
	認定団体の使用料優遇	半額免除	半額免除	(1)全額免除 (2)半額免除 (3)減免なし	(1)7割免除 (2)半額免除	全額免除	(1)全額免除 (2)半額免除 (3)減免なし	(1)全額免除 (2)半額免除 (3)減免なし	全額免除	半額免除	全額免除	全額免除	半額免除	半額免除	
	認定の要件	構成員の半数以上が、在住、在学、在勤の社会教育団体で、1年以上、センターを利用している実績がある。	南足柄市社会教育団体補助金交付要綱による団体等	(1)6割以上が在住、在勤 (2)1人以上、6割未満が在住、在勤 (3)全員町外	(1)大井町文化団体連絡協議会加盟団体 (2)7割以上が在住、在勤	5人以上の団体に、8割以上が在住、在勤	(1)社会教育団体、文化団体として登録されているもの。 (2)その他社会教育団体、文化団体として認められたもの。 (3)上記に該当しない団体で使用を希望するもの。	(1)社会教育団体、文化団体として町の助成を受けているもの。 (2)その他社会教育団体、文化団体として認められたもの。 (3)上記に該当しない団体で使用を希望するもの。	利用団体として登録されているもの。	社会教育団体として登録されているもの。	福祉会館運営協議会で承認された団体。	社会教育団体、文化団体として登録したもの。(住所不問)	構成員の半数以上が、在住、在学、在勤の社会教育団体で、1年以上、センターを利用している実績がある。	構成員の6割以上が、在住、在学、在勤の社会教育団体。	
現状の分析	<ul style="list-style-type: none"> 各市町ともに、住民の継続的な生涯学習活動を支援するため、認定団体の優遇措置を設けている。 認定団体は、概ね域内の在住、在学、在勤の要件があるため、構成員が2市8町に広く分布している場合は、登録要件に当てはまらない。 文書化された規程を持たず、関わりの深い団体を慣例的に減免としている自治体もある。 														
類似中核市のサービス水準	都市名(人口)	宇都宮市 (504千人)		川越市 (334千人)		横須賀市 (421千人)		岡崎市 (368千人)		姫路市 (535千人)					
	認定制度の有無	あり		あり		あり		生涯学習拠点施設なし		生涯学習拠点施設なし					
	認定団体数	1,784		846		2,300		—		—					
合併を想定した場合	メリット	<ul style="list-style-type: none"> 住民のより広範囲で多様な生涯学習の支援に繋がる。 													
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 民間団体、特に文化団体連絡協議会等の統括的な団体の扱いに各市町で差があり、民間団体同士の合併や統廃合を促進し、新市における関わり方を検討する必要がある。 													
	財政面への影響	<ul style="list-style-type: none"> 受益者負担と住民の生涯学習支援のバランスを考慮しながら、適正な基準を設ける必要がある。 利用水準が統一されることにより、一括して指定管理者への管理委託に移行して人件費の削減を図ることも可能になる。 													
	対応策	<ul style="list-style-type: none"> 可能な分、現在の規程のうちの在住、在学、在勤の要件を2市8町に拡大する。 減免にかかる規程を各自自治体が再確認し、この機会に文化団体等との役割分担を明確にし、それぞれの公平性を確保した上で調整を行う。 													

事務事業調査 (112)

事務事業名		中小企業退職金共済制度加入補助事業											農林水産・商工観光分科会			
事業概要		市町内に事業所を有する中小企業の従業員の福祉向上と雇用の安定化を図り、中小企業の振興に資するため、中小企業退職金共済契約又は特定退職金共済契約を締結した事業主に対して、共済掛金の一部を補助する。														
事業比較	区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3		
	対象者	常時使用する雇用者が100人以下で市内に1年以上継続して営業している事業主	市内に1年以上継続して事業を営んでいる事業主	退職金共済制度に加入した事業主	退職金共済制度に加入した事業主	町内で1年以上継続して事業を営む者で町税を完納している者	—	町内で1年以上継続して事業を営む者で町税を完納している者	町内で1年以上継続して事業を営む者で町税を完納している者	—	町内で1年以上継続して事業を営む者で町税を完納している者	退職金共済制度に加入した事業主	常時使用する雇用者が100人以下で市内に1年以上継続して営業している事業主	市町内で1年以上継続して事業を営む者で市町税を完納している者		
	補助対象限度額 (1人1ヶ月当たりの掛金)	4,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	—	5,000円	—	—	5,000円	5,000円	4,000円	4,000～5,000円		
	補助率	・被共済者20人以下:30% ・被共済者21人以上100人以下:20%	掛金の10%	掛金の10%	掛金の10%	掛金の10%	—	掛金の10%	・掛金2,000円未満:150円 ・掛金2,000円以上:300円	—	掛金の10%	20%～30%	・被共済者20人以下:30% ・被共済者21人以上100人以下:20%	掛金の10～30%		
	補助期間	3年間	5年間	5年間	5年間	5年間	—	5年間	7年間	—	10年間	10年間	3年間	5年間		
	平成18年度実績 (中退金のみ)	補助事業所数	44件	59件	14件	7件	21件	—	7件	34件	—	35件	—	—	—	
		補助対象人数	300人	462人	63人	25人	130人	—	41人	155人	—	154人	—	—	—	
補助交付総額		2,788,200円	2,240,100円	213,000円	112,700円	590,000円	—	204,000円	268,500円	—	785,500円	—	—	—		
現状の分析	<ul style="list-style-type: none"> 山北町、真鶴町は実施していない。 南足柄市、中井町、大井町、松田町、開成町のサービス水準は、概ね同一である。(小田原市、箱根町、湯河原町のサービス水準は異なる。) 平成18年度実績では、補助対象人数は南足柄市が最も多く、大井町が最も少ない。また補助交付総額は小田原市が最も多く、大井町が最も少ない。 															
類似中核市のサービス水準	都市名(人口)	宇都宮市 (504千人)			川越市 (334千人)			横須賀市 (421千人)			岡崎市 (368千人)			姫路市 (535千人)		
	対象者	市内で事業を営む者で市税を完納している者			市内で1年以上継続して事業を営む者で市税を完納している者			—			—			—		
	補助限度額	10,000円(1事業主当たり150,000円)			限度なし			—			—			—		
	補助率	掛金の30%			卸売、小売、サービス業		左記以外の業種		—			—			—	
					加入従業員数	掛金補助率	加入従業員数	掛金補助率								
				1～5人	30%	1～10人	25%									
				6～10人	25%	11～30人	20%									
				11～100人	23%	31～50人	15%									
						51～300人	10%									
	補助期間	1年間			3年間			—			—			—		
合併を想定した場合	メリット	<ul style="list-style-type: none"> 本事業を全域で実施することにより、未実施地域(山北町、真鶴町)の中小企業の従業員の福祉向上と雇用の安定化を図ることができる。 各市町の事業の特色や長所を生かした制度を構築することにより、より充実したサービスを提供できるようになる。 														
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 実施している2市6町のサービス水準が異なっていることや、2町が実施していないことを踏まえて、適正な事業体系を整える必要がある。 														
	財政面への影響	<ul style="list-style-type: none"> 未実施である山北町、真鶴町に存する中小企業の事業主を補助対象とした場合や、サービス水準を最も高い水準に合わせた場合には、相応の財政負担が生じる。 														
	対応策	<ul style="list-style-type: none"> 各市町と協議を行い、全域を対象とした効果的かつ合理的な制度を構築する。 														

事務事業調査 (113)

事務事業名		勤労者等住宅資金利子補助事業										農林水産・商工観光分科会			
事業概要		市町に居住する勤労者等の福祉増進及び健全な生活の安定を図るため、自己の居住用住宅を取得する際に、市町が指定した金融機関から住宅資金の融資を受けた場合に、支払利子の一部を補助する。													
事業比較	区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3	
	対象者	市内に居住する勤労者で、自己の居住用住宅を市内に取得するために中央労働金庫から融資を受けた者	市内に居住する勤労者で、自己の居住用住宅を市内に取得するために中央労働金庫から融資を受けた者	町内に居住する勤労者で、自己の居住用住宅を町内に取得するために中央労働金庫から融資を受けた者	町内に居住する勤労者で、自己の居住用住宅を町内に取得するために中央労働金庫から融資を受けた者	町内に居住する勤労者で、自己の居住用住宅を町内に取得するために中央労働金庫から融資を受けた者	町内に居住する勤労者で、自己の居住用住宅を町内に取得するために中央労働金庫から融資を受けた者	町内に居住する勤労者で、自己の居住用住宅を町内に取得するために中央労働金庫から融資を受けた者	町内に居住する勤労者で、自己の居住用住宅を町内に取得するために中央労働金庫から融資を受けた者	町内に自ら居住する住宅・土地を取得し、町が指定する金融機関から融資を受けた者	—	—	市町内に居住する住宅・土地を取得した者	市内に居住する勤労者で、自己の居住用住宅を市内に取得するために中央労働金庫から融資を受けた者	市町内に居住する勤労者で、自己の居住用住宅を市町内に取得するために、市町が指定した金融から融資を受けた者
	補助対象	融資を受けた額の内、50万円以上500万円以下の額にかかる利子	融資を受けた額の内、500万円以下の額にかかる利子	融資を受けた額の内、500万円以下の額にかかる利子	融資を受けた額の内、500万円以下の額にかかる利子	融資を受けた額の内、300万円以下の額にかかる利子	融資を受けた額の内、200万円以下の額にかかる利子	融資を受けた額の内、500万円以下の額にかかる利子	融資を受けた額の内、500万円以下の額にかかる利子	融資を受けた額の内、50万円以上500万円以下の額にかかる利子	—	—	融資を受けた額の内、500万円以下の額にかかる利子	融資を受けた額の内、50万円以上500万円以下の額にかかる利子	融資を受けた額の内、300～500万円以下の額にかかる利子
	補助金額	年利3%以内の額	年利3%以内の額	年間支払利子の2分の1	年利2%以内の額	年利2%以内の額	年利2%以内の額	年利2%以内の額	年利2%以内の額	年利3%以内の額	—	—	年利3%以内の額	年利3%以内の額	年利2～3%以内の額
	補助期間	3年以内	3年以内	5年以内	5年以内	3年以内	3年以内	3年以内	3年以内	5年以内	—	—	5年以内	3年以内	3～5年
	平成18年度実績	助成件数	293件	77件	14件	34件	7件	6件	42件	13件	—	—	—	—	—
		助成金額	16,690,100円	4,010,880円	918,300円	1,671,500円	299,000円	141,000円	2,007,070円	919,400円	—	—	—	—	—
現状の分析		<ul style="list-style-type: none"> ・ 真鶴町、湯河原町は実施していない。 ・ 箱根町のみ勤労者に限定せず、町内に居住する住宅・土地を取得した者としており、最もサービス水準が高い。 ・ 補助対象は、全ての市町で融資を受けた額の内500万円以下の額にかかる利子となっている。 ・ 平成18年度実績では、助成件数、助成金額とも小田原市が最も多く、山北町が最も少ない。 													
類似中核市のサービス水準	都市名(人口)	宇都宮市 (504千人)		川越市 (334千人)		横須賀市 (421千人)			岡崎市 (368千人)		姫路市 (535千人)				
	対象者	—		— (融資制度を実施)		(1) 対象者: 自己の居住用住宅を市内に取得するために中央労働金庫から融資を受けた者で、市内に1年以上居住し、同一事業所に1年以上勤務する者又は市内の同一事業所に1年以上勤務する者 (2) 補助対象: 融資を受けた額の内、600万円以下の額にかかる利子 (3) 補助金額: 年利3%以内の額、3年以内			—		なし (融資制度を実施)				
合併を想定した場合	メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業を全域で実施することにより、未実施地域（真鶴町、湯河原町）の勤労者等の福祉増進及び健全な生活の安定を図ることができる。 ・ 各市町が実施している事業の特色や長所を生かした制度を構築することにより、より充実したサービスを提供できるようになる。 													
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施している2市6町のサービス水準が異なっていることや、2町が実施していないことを踏まえて、適正な事業体系を整える必要がある。 													
	財政面への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未実施である真鶴町、湯河原町の住民が補助対象となる場合や、サービス水準を最も高い水準に合わせた場合には、相応の財政負担が生じる。 													
	対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町と協議を行い、全域を対象とした効果的かつ合理的な制度を構築する。 													

事務事業調査 (122)

事務事業名		土地利用（都市計画区域及び区域区分等）											都市計画・建設分科会		
事業概要		土地利用の規制の基礎となる都市計画法の区域区分の適用について検討する。													
事業比較	区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3	
	行政区域面積 (ha)	11,406	7,693	2,002	1,441	3,775	22,470	656	9,282	702	4,099	(計 63,526)			
	都市計画区域面積 (ha)	11,406	7,693	2,002	1,441	571	2,153	656	9,282	702	4,099	(計 40,005)			
	市街化区域面積 (ha)	2,797	717	225	325	198	—	284	—	—	—	(計 4,546)			
	用途地域面積 (ha)	2,797	717	225	325	198	304	284	1,412	132	399	(計 6,793)			
現状の分析		<ul style="list-style-type: none"> 小田原市、南足柄市、中井町、大井町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町は行政区域全域が都市計画区域となっている。 小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、開成町が区域区分（いわゆる線引き）されている。 2市8町すべてが用途地域を設定している。 													
類似中核市のサービス水準	都市名（人口）	宇都宮市（504千人）			川越市（334千人）			横須賀市（421千人）			岡崎市（368千人）		姫路市（535千人）		
	行政区域面積 (ha)	41,684			10,916			10,068			22,697		53,427		
	都市計画区域面積 (ha)	35,988			10,916			10,068			22,697		30,752		
	市街化区域面積 (ha)	9,199			3,218			6,619			5,740		11,038		
	用途地域面積 (ha)	9,199			3,254			6,619			5,740		11,038		
合併を想定した場合	メリット	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な視点から行政を行うという合併の趣旨からも、原則として1つの都市計画区域とすることが望ましく、それによって、一体の都市として総合的に整備し、開発し及び保全していくことができる。 													
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 各市町の区域における社会的、経済的状況、地域的特性、地理的条件等に差異があり、現在、それぞれの地域に適したまちづくりを行っているため、土地利用の規制の急激な変化は住民に混乱を与える。 													
	財政面への影響														
	対応策	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用の取扱い（都市計画区域及び区域区分等）については、現行のままとし、合併後において住民の意向を踏まえた中で検討していく。 													